

全国再非行防止ネットワーク協議会 監事監査規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、全国再非行防止ネットワーク協議会（以下「本協議会」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほかはこの規程による。

(基本理念)

第2条 監事は、本協議会の機関として、運営委員との相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、本協議会の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

(職責)

第3条 監事は、運営委員の業務の遂行を監査する。

(運営委員等の協力)

第4条 運営委員及び職員は、監事による法令、定款及びこの規程に定める業務の遂行に協力するものとする。

2 運営委員は、監事の職務のために必要な体制の整備に留意する。

第2章 監査の実施

(監査の実施)

第5条 監事は、次に掲げる監査事項について、調査、閲覧、立会、報告の聴取等により監査を行うものとする。

- (1) 起案書その他の重要な文書
- (2) 重要又は特殊な取引、債権の保全又は回収及び債務の負担
- (3) 定款第35条第1項各号に掲げる取引
- (4) 財産の状況
- (5) 会計監査人による監査の状況
- (6) 会計監査人が作成した監査報告書
- (7) 経理規程第41条第1項に規定する財務諸表等（以下「財務諸表等」という。）
- (8) その他法令、定款又は本協議会の規程に定める事項

2 監事は、いつでも、運営委員及び職員に対して事業の報告を求め、又は本協議会の業務

及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

(会議への出席)

第6条 監事は、運営委員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

第3章 報告、意見陳述等

(運営委員会への報告等)

第7条 監事は、運営委員又は職員が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるとき

は、遅滞なく、その旨を運営委員会に報告しなければならない。

2 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、運営委員長（運営委員長に事故があるとき又は運営委員長が欠けたときは各運営委員）に対し運営委員会の招集を請求することができる。

3 前項の請求をした監事は、当該請求から5日以内に、当該請求があった日から2週間以内の日を運営委員会の日とする運営委員会の招集の通知が発せられない場合は、運営委員会を招集することができる。

4 監事は、運営委員に対し、業務の執行に当たり、本協議会の業務の適正かつ合理的な運営のため、業務の運営又は本協議会の諸制度について、意見を述べることができる。

(差止請求)

第8条 監事は、運営委員が本協議会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本協議会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該運営委員に対し、その行為の差止めを請求することができる。

(運営委員等からの報告への対応)

第9条 監事は、運営委員又は職員から、運営委員又は職員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがある、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があるとの報告を受けた場合、調査等の必要な措置を講ずるものとする。

(会計方針等に関する意見)

第10条 監事は、運営委員が会計方針又は計算書類及びその附属明細書の記載方法を変更する場合には、あらかじめ変更の理由について報告するよう求めることができる。

2 監事は、会計方針又は計算書類及びその附属明細書の記載方法について疑義又は意見があるときは、運営委員に意見を述べなければならない。

(評議員会への報告)

第11条 監事は、運営委員が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(評議員会における説明義務)

第12条 監事は、評議員会において評議員から説明を求められ、又は質問を受けた場合には、議長の議事運営に従い、法令で定める場合を除き、必要な説明又は回答をしなければならない。

第4章 監査報告

(財務諸表等の監査)

第13条 監事は、運営委員長から財務諸表等及び事業報告を受領し、これらの書類について監査する。

2 監事は、財務諸表等の監査に当たっては、会計監査人と十分連携するとともに会計監査人が作成する会計監査報告に関して監査方法と監査結果の妥当性を監査する。

(監査報告)

第14条 監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告を作成する。監事の間で異なる意見がある場合には、それぞれの意見を監査報告に記載する。

2 前項の監査報告には、作成年月日を付し、監事全員が記名押印をするものとする。

3 監事は前2項の規定により作成した監査報告を、運営委員に提出する。

の補助機関に関する事項については、監事と運営委員との協議によって定める。

(改 廃)

第15条 この規程の改廃は、監事全員の合意により行い、運営委員会に報告する。

附 則

この規程は、令和2年3月 9日から施行する。